

## PRTR対象事業者の要件について

## ○ 検討事項(案)

PRTR届出対象事業者の設定(対象業種、従業員規模要件及び取扱量要件)について、現行制度の妥当性を検討する。

## 1. 法律の規定

現在の化学物質排出把握管理促進法では、PRTR届出対象事業者の要件として、PRTR対象物質を製造・使用したり、環境中へ排出している事業者のうち、以下の3つの条件(対象業種、従業員規模要件及び取扱量要件)すべてに合致する事業者に届出の義務を課している。

なお、PRTR制度の届出対象とならない事業所からの排出量は、家庭や自動車などからの排出量と同様に、国が推計している。

## (1) 対象となる事業者

- ① 対象業種(表 1-1)
- ② 従業員数／常用雇用者 21 人以上の事業者
- ③ 第一種指定化学物質のいずれかを1年間に1トン以上(特定第一種指定化学物質については0.5トン以上)取り扱う事業所を有するなどの要件を満たす事業者又は特別要件施設(廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など)を有する事業者

表 1-1 対象業種

<ul style="list-style-type: none"> <li>○金属鉱業</li> <li>○原油・天然ガス鉱業</li> <li>○製造業           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品品製造業 ・飲料・たばこ・飼料製造業</li> <li>・ 繊維工業 ・衣服・その他の繊維製品製造業</li> <li>・ 木材・木製品製造業 ・家具・装備品製造業</li> <li>・ パルプ・紙・紙加工品製造業</li> <li>・ 出版・印刷・同関連産業 ・化学工業</li> <li>・ 石油製品・石炭製品製造業</li> <li>・ プラスチック製品製造業 ・ゴム製品製造業</li> <li>・ なめし革・同製品・毛皮製造業</li> <li>・ 窯業・土石製品製造業 ・鉄鋼業</li> <li>・ 非鉄金属製造業 ・金属製品製造業</li> <li>・ 一般機械器具製造業</li> <li>・ 電気機械器具製造業 ・輸送用機械器具製造業</li> <li>・ 精密機械器具製造業</li> <li>・ 武器製造業 ・その他の製造業</li> </ul> </li> <li>○電気業</li> <li>○ガス業</li> <li>○熱供給業</li> <li>○下水道業</li> <li>○鉄道業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○倉庫業(農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る)</li> <li>○石油卸売業</li> <li>○鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る)</li> <li>○自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る)</li> <li>○燃料小売業</li> <li>○洗濯業</li> <li>○写真業</li> <li>○自動車整備業</li> <li>○機械修理業</li> <li>○商品検査業</li> <li>○計量証明業(一般計量証明業を除く)</li> <li>○一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る)</li> <li>○産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む)</li> <li>○高等教育機関</li> <li>○自然科学研究所</li> </ul>
---	---

## (2) 業種指定の考え方

「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について(第二次答申) -PRTR対象事業者等について-(平成 12 年2月 中央環境審議会)」において、業種指定についての考え方が以下のとおり示されている。

### II PRTR対象事業者について

#### 3 対象事業者

##### 3-1 業種指定の基本的考え方

(1)本法において対象業種を特定するのは、その業種に属する事業者が第一種指定化学物質を環境中に排出すると見込まれる業種のうち、届出に伴う効果と事業者の負担とを勘案した上で業種を指定することにより、事業者が、自らの業種が対象であり、排出量等の把握が必要と認識し、確実に届出を行うことができるようにするためである。

なお、業種の指定には、我が国において業種分類として広く用いられている日本標準産業分類の業種区分を基本的に用いることとする。この場合、化学物質の取扱いに係る業の特性に応じて、大分類、中分類、小分類、細分類を用いて指定することが適当である。

(2)なお、業種ごとに第一種指定化学物質等の取扱等の様態を勘案し、定点における排出量の把握自体が困難である場合、業の特性として個々の事業者による取扱量が少ない場合等、届出義務を課すことによって、事業者の負担が排出量等の把握により得られる効果に比して相対的に過大となる場合においては、そのような業種について、個々の事業者に届出義務を課さずに国が推計により排出量を把握することが適当である。

##### 3-2 具体的な業種指定

業種の事業特性、これまでのPRTRパイロット事業や化学物質の使用実態調査により得られた取扱や排出の実態等を踏まえると、届出義務の対象とすべき業種は表(表 1-1 参照)のとおりとすることが適当である。

なお、今後、対象化学物質の見直し、化学物質の使用状況の変化、化学物質の使用実態調査による新たな知見等があれば、必要に応じ業種指定を見直すことが適当である。

## 2. 対象業種について

平成 17 年度の業種別PRTR排出届出量及び推計排出量の合計量を、多い順に並べた結果は表 2-1 のとおり。

表 2-1 対象業種及び非対象業種の年間排出量の推定値(平成 17 年度)(その1)

業種 コード	業種名	年間排出量(t/年)		
		届出	推計	合計
3100	輸送用機械器具製造業	51,621	2,491	54,112
E	建設業		54,073	54,073
110	耕種農業		39,505	39,505
2200	プラスチック製品製造業	31,911	3,710	35,621
2000	化学工業	26,665	244	26,910
2800	金属製品製造業	18,919	6,275	25,194
2700	非鉄金属製造業	19,784	168	19,952
1900	出版・印刷・同関連産業	13,806	2,952	16,758
1800	パルプ・紙・紙加工品製造業	14,204	1,135	15,339
7700	自動車整備業	686	14,358	15,044
2900	一般機械器具製造業	11,957	2,150	14,106
2300	ゴム製品製造業	10,248	950	11,197
3000	電気機械器具製造業	9,013	804	9,816
2500	窯業・土石製品製造業	8,900	545	9,445
3400	その他の製造業	7,994	212	8,206
1400	繊維工業	5,523	604	6,127
2600	鉄鋼業	5,747	191	5,938
500	金属鉱業	5,401		5,401
1600	木材・木製品製造業	2,868	1,904	4,772
3830	下水道業	4,163	0	4,163
1700	家具・装備品製造業	1,197	2,108	3,305
300	漁業		2,929	2,929
5930	燃料小売業	1,543	1,322	2,865
3500	電気業	251	1,779	2,030
8640	建物サービス業		1,835	1,835
3200	精密機械器具製造業	1,498	175	1,672
400	水産養殖業		1,545	1,545
7210	洗濯業	327	1,145	1,472
2100	石油製品・石炭製品製造業	1,229	0	1,229
4400	倉庫業	679		679
2400	なめし革・同製品・毛皮製造業	354	161	515
5132	石油卸売業	438		438
1200	食料品製造業	354	38	392
210	育林業		309	309
7660	スポーツ施設提供業		309	309
700	原油・天然ガス鉱業	247		247
8722	産業廃棄物処分業	220	1	222
1500	衣服・その他の繊維製品製造業	152	5	157
8800	医療業		149	149

表 2-1 対象業種及び非対象業種の年間排出量の推定値(平成 17 年度)(その2)

業種 コード	業種名	年間排出量(t/年)		
		届出	推計	合計
1300	飲料・たばこ・飼料製造業	113	27	140
3900	鉄道業	138	1	138
7810	機械修理業	136		136
9140	高等教育機関	49	67	116
9210	自然科学研究所	73	21	93
8716	一般廃棄物処理業	68	3	71
3700	熱供給業	64		64
3600	ガス業	37	13	50
3300	武器製造業	32	0	32
8620	商品検査業	23	2	26
5220	自動車卸売業	23	1	24
8630	計量証明業	13	11	24
7430	写真業	11	1	13
5142	鉄スクラップ卸売業	0		0
	合計	258,677	146,228	404,905

注1: 現行の化管法の非対象業種を網掛けで示した。

注2: 「推計」は「すそ切り以下事業者」と「低含有率物質」と「排出源別推計」に係る排出量推計値の合計

このうち、現在届出対象となっていない業種の業態、排出状況、考慮事項等を参考資料に示した。

建設業等では、事業所外の事業活動に伴う排出が大きく、事業所からの排出量の把握を義務づける化管法第5条の規定になじまないことに留意が必要である。

(参考) 化管法の規定

第5条 第一種指定化学物質取扱事業者は、(中略)当該事業所において環境に排出される第一種指定化学物質の量として(中略)把握しなければならない。

### 3. 従業員規模要件及び取扱量要件について

#### (1) 東京都条例による排出量報告データの解析

小規模事業者及び少量取扱事業者による化学物質排出量全体に占める寄与について検討するため、東京都条例による小規模事業者及び少量取扱い事業者の排出量報告データ(表 3-1)を用いて解析を行った。

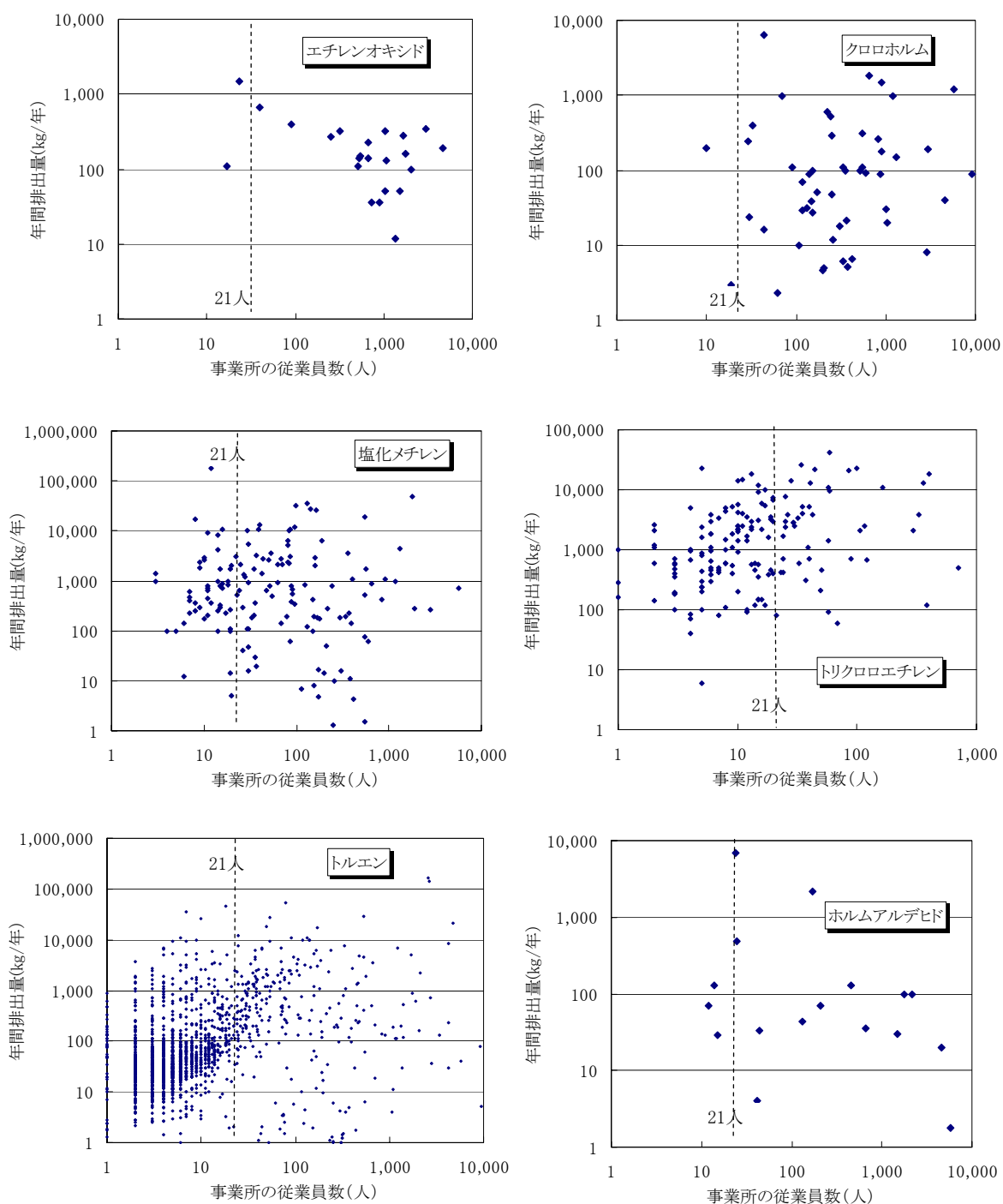
表 3-1 東京都の条例データの概要

項目	内容	
対象年度	平成 17 年度実績	
報告の要件	従業員数	すそ切りなし
	年間取扱量	100kg 以上
	対象業種	工場、作業場の種類で規定(89 種類)
対象物質	58 物質(うち、PRTR対象化学物質は 42 物質)	
報告項目	事業所別	従業員数 業種
	物質別	使用目的 取扱量(使用量、製造量) 排出量、移動量 製品としての出荷量
データ数	事業所数	3,038
	延べ物質数	9,353

## ① 従業員規模要件

### (ア) 事業所の従業員数と年間届出排出量の相関

事業所の従業員数と年間届出排出量の関係を図 3-1 に示す。事業所規模と年間排出量との相関はほとんどみられない。なお、法律の届出対象は事業者の従業員数 21 人以上の事業者であることから、本図で事業所従業員数 21 人未満の事業者にも法律の届出対象が含まれていることに留意する必要がある。



注：東京都条例に基づくデータ(平成 17 年度)。年間排出量が 0kg の場合はプロットされていない。

図 3-1 事業所の従業員数と年間届出排出量の関係

- (イ) 従業員数 21 人未満の事業所の割合及び排出量への寄与  
 従業員数 21 人未満の事業所の年間排出量全体への寄与率は 19%であった。  
 また、製造業と非製造業の寄与率はほぼ同程度であった。

表 3-2 従業員規模 21 人未満の事業所による年間排出量全体への寄与率

業種 グループ	年間排出量の集計値(t/年)			従業員規模 21 人未満の 寄与率 =(a)/(c)
	従業員規模 21 人未満 (a)	従業員規模 21 人以上 (b)	合計 (c)=(a)+(b)	
製造業	1,038	4,244	5,282	20%
非製造業	107	508	615	17%
不明	0	0	1	40%
合計	1,146	4,752	5,898	19%

注1: 東京都条例に基づく届出データ(平成 17 年度)を集計。

注2: 事業所従業員規模 21 人未満の事業者のうち、PRTR届出を行っている者は事業者従業員規模 21 人以上とみなし、(b)へ算入した。

表 3-3 従業員数 21 人未満の事業所の年間排出量全体への寄与率(業種別)

業種 コード	業種名	事業所数		年間排出量の集計値		従業員規模 21人未満の 寄与率 =(a)/[(a)+(b)]
		21人未満	21人以上	従業員規模 21人未満 (a)	従業員規模 21人以上 (b)	
1200	食料品製造業	2	13	0	40	0%
1400	繊維工業	1	2	0	6	0%
1600	木材・木製品製造業	4	5	3	259	1%
1700	家具・装備品製造業	8	5	28	15	66%
1900	出版・印刷・同関連産業	117	98	459	1,404	25%
2000	化学工業	46	74	9	302	3%
2200	プラスチック製品製造業	5	13	4	115	3%
2300	ゴム製品製造業	5	5	7	17	27%
2400	なめし革・同製品・毛皮製造業	7	3	3	53	5%
2500	窯業・土石製品製造業	20	12	15	53	22%
2600	鉄鋼業	2	7	0	26	0%
2700	非鉄金属製造業	15	15	2	20	7%
2800	金属製品製造業	411	97	459	577	44%
2900	一般機械器具製造業	10	23	5	146	3%
3000	電気機械器具製造業	19	72	19	221	8%
3100	輸送用機械器具製造業	6	25	2	922	0%
3200	精密機械器具製造業	15	23	3	49	7%
3400	その他の製造業	16	9	18	20	46%
3900	鉄道業	0	4	0	6	0%
4400	倉庫業	2	4	3	11	20%
5132	石油卸売業	2	5	2	5	29%
5930	燃料小売業	493	745	20	47	30%
7200	洗濯・理容・浴場業	204	20	61	93	40%
7430	写真業	0	3	0	16	0%
7700	自動車整備業	33	57	13	127	10%
7810	機械修理業	3	11	6	61	8%
8800	医療業	1	37	0.1	23	0%
9100	教育	0	47	0	56	0%
9210	自然科学研究所	3	37	1	57	1%
	上記以外の業種	19	98	4	6	40%
	合計	1,469	1,569	1,146	4,752	19%

注1: 東京都条例に基づくデータ(平成 17 年度)を集計

注2: 年間排出量5t 未満の業種は「上記以外の業種」としてまとめて示す。

注3: 事業所従業員規模 21 人未満の事業者のうち、PRTR届出を行っているものは事業者従業員規模 21 人以上とみなし、21 人以上へ算入した。

表 3-4 従業員数 21 人未満の事業所の年間排出量全体への寄与率(物質別)

物質番号	物質名	事業所数		年間排出量の集計値		従業員規模 21人未満の 寄与率 =(a)/[(a)+(b)]
		21人未満	21人以上	従業員規模 21人未満 (a)	従業員規模 21人以上 (b)	
2	アセトン	20	166	4	83	4%
4	イソプロピルアルコール	121	227	140	763	16%
8	塩酸	214	209	0.4	8	5%
9	塩素	6	9	0.02	6	0%
11	キシレン	675	1,026	109	484	18%
15	クロロホルム	2	66	0.2	18	1%
16	酢酸エチル	70	182	78	591	12%
17	酢酸ブチル	45	109	19	200	9%
19	酸化エチレン	2	29	0.1	6	2%
26	ジクロロメタン	45	120	53	559	9%
28	臭素化合物(臭化メチルに限る)	1	4	3	11	20%
31	スチレン	4	11	9	1	89%
35	テトラクロロエチレン	206	28	74	158	32%
38	トリクロロエチレン	117	56	227	328	41%
39	トルエン	716	1,043	330	872	27%
48	ふっ化水素及びその水溶性塩	16	46	1	9	5%
49	ヘキサン	9	87	1	68	2%
50	ベンゼン	495	772	3	8	28%
51	ホルムアルデヒド	7	45	0.03	10	0%
53	メタノール	71	228	55	321	15%
54	メチルイソブチルケトン	25	80	6	55	10%
55	メチルエチルケトン	25	99	19	180	9%
57	硫酸	307	219	12	10	54%
	上記以外の物質	752	541	1	3	35%
	合計	3,951	5,402	1,146	4,752	19%

注1: 東京都条例に基づくデータ(平成 17 年度)を集計

注2: 年間排出量 5t 未満の物質は「上記以外の物質」としてまとめて示す。

注3: 本表の「物質番号」は条例施行規則の別表に示された番号であり、PRTRの物質番号とは異なる。

注4: PRTRの対象化学物質と同じものはPRTRの物質名で表記したため、上記注3の物質名と異なる場合がある。

注5: 事業所従業員規模 21 人未満の事業者のうち、PRTR届出を行っているものは事業者従業員規模 21 人以上とみなし、21 人以上へ算入した。

表 3-5 従業員数 21 人未満の事業所からの報告データの集計結果

年間取扱量の ランク	報告 事業所数 (件)	年間取扱量 (kg/年)	年間排出量 (kg/年)	1事業所あたり の平均排出量 (kg/年)	
1	100t 以上	224	91,613,200	17,001	76
2	50~100t	161	18,704,800	48,849	303
3	10~50t	134	6,641,150	199,579	1,489
4	1~10t	231	748,940	389,009	1,684
	合計	750	117,708,090	654,438	873

注1: 東京都条例に基づくデータ(平成 17 年度)を集計

注2: 特定第一種指定化学物質は、年間取扱量のランクをそれぞれ以下のとおり読み替える。  
"100t"→"50t"、"10t"→"5t"、"1t"→"0.5t"

注3: 本表はPRTR対象化学物質のみ集計したため、表 3-2~表 3-4 に示した集計値よりも少ない。